

社会福祉法人白老宏友会
職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員処遇改善加算）

（目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員処遇改善加算による福祉職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

（支給方法）

第2条 処遇改善加算分をもって支給するもので、支給する職種及び支給額は次のとおりとする。

- (1) 支給職種は支援職及び支援職の兼務者を含む。
- (2) 支給額は下記のとおりとする。

<正規職員>

- ・年1回のベースアップ分の一部を処遇改善加算にて支給する。
- ・各等級号俸に下記の金額を処遇改善加算分として含める

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
加算額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	0	0

<嘱託職員>

- ① 各号俸の内 7,000 円を処遇改善加算分とする。
- ② 最低賃金と各号俸より 13,000 円を差し引いた額の差額

<常勤臨時職員>

最低賃金と時給の内 50 円を差し引いた額との差額

<非常勤臨時職員>

最低賃金と時給の内 20 円を差し引いた額との差額

<共通>

- ① 資格手当の内 5,000 円を超える金額は処遇改善加算とする。また、介護初任者手当及び非常勤臨時職員を対象とした資格手当は全額を処遇改善加算とする。
 - ② 夜勤及び宿直における手当の内 800 円を処遇改善加算分とする。
 - ③ 年度末において加算額の内容により一時金を支給する場合がある。
 - ④ 令和5年度に限り物価手当の一部として支給する。
- (3) 災害や諸事情により、サービス利用に変動があった場合や、サービス報酬単価の改正等によって上記支給額の変更があるものとする。また、年度末において交付金の内容によって一時金を支給する場合がある。
- (4) 理事長が必要と認めた者は、処遇手当を処遇改善加算外の予算から支給することがある。

附 則

この補足規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年3月17日一部変更し、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月18日一部変更し、平成28年3月1日より遡及して施行する。

この規程は、平成28年3月18日一部変更し、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年5月29日一部変更し、平成29年4月1日より遡及して施行する。

この規程は、令和元年9月11日一部変更し、平成29年4月1日より遡及して施行する。

この規定は、令和2年5月27日一部変更し、令和2年4月1日より遡及して施行する。

この規定は、令和4年3月16日一部変更し、令和4年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年8月31日に一部変更し、令和4年10月1日より施行する。

この規程は、令和5年3月22日に一部変更し、令和5年4月1日より施行する。